

STEP 1

特別徴収義務者登録の手順 (簡易版)



01

旅館業の
営業許可

手続きは施設所在地を管轄する保健所で行います。

02

特別徴収義務者登録が必要か否かの判断

《登録が必要な方》

旅館・ホテルの経営をする方で、1人1泊税抜きの宿泊料金(※)が10,000円以上の宿泊があり、特別徴収義務者としての登録が済んでいない方
(料金改定で新たに宿泊税の対象となる場合を含む)

《登録が不要な方》

料金設定等により1人1泊税抜きの宿泊料金(※)で、10,000円以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが**確実である**旅館・ホテルの経営者の方
(ただし、**料金の改定などにより、新たに宿泊税の対象となる場合には、登録が必要になります。**)
旅館業の種別が、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」の方は登録が不要です。

03

登録申請書の準備・作成

宿泊税トップページ> 申請様式> (1)宿泊税特別徴収義務者登録申請書
千代田都税事務所窓口でも配付しています。(申請書の見本↓)

04

添付資料の準備

《添付書類》(いずれも写しで可)

- 「商業登記簿謄本(登記事項証明書)」
(個人の場合には、経営者の「住民票の写し」)
- 「旅館業営業許可証」 □ 「宿泊約款」
- 「宿泊料金表」
- 経営を委託している場合には「経営委託契約書」

05

千代田都税に郵送又は持参

《郵送先》

〒101-8520 東京都千代田区内神田2-1-12
東京都千代田都税事務所事業税課 宿泊税担当



06

特別徴収義務者証票の郵送・受領証の返送

特別徴収義務者証票が郵送されます。(証票の見本→)
受領証が同封されますので、返送をお願いします。



07

証票の掲示

証票は、旅館・ホテルの宿泊者が見やすい箇所に掲示する義務があります。

08

帳簿・書類の 記載と保存

《以下の事項を帳簿に記載し、申告納期限から**5年間**保存してください》

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、
宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額



《以下の書類を作成し、申告納期限から**2年間**保存してください》

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額が記載されているもの

ここ重要！

※宿泊税における「宿泊料金」とは??

「宿泊料金」に含まれるもの

- ・ 宿泊料
- ・ 宿泊者の意思に関わりなく請求される 寝具使用料、入浴料、寝衣代、冷暖房料、清掃料、サービス料、奉仕料 等
- ・ 宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして、宿泊者以外の者から当該宿泊に関してホテル等に支払うべき金額

「宿泊料金」に含まれないもの

- ・ 宿泊に伴い提供される食事及び飲食に係る金額
- ・ 遊興、飲食、宴会、結婚式、駐車場使用、休憩（ホテル等が宿泊として取り扱っているものを除く） 等
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税などの租税
- ・ 自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代などの立替金
- ・ 宿泊者から任意に支払われた心付け、チップ、祝儀等

詳細は、宿泊税トップページにある「宿泊税の手引」を参照してください。

【郵送先・お問い合わせ先】

〒101-8520 東京都千代田区内神田2-1-12

東京都千代田都税事務所 事業税課宿泊税担当 （電話：03-3252-7144（直通））